

フルートアンサンブル カノン 会則

2014年5月10日制定

2015年3月14日改訂

2018年11月9日改訂

2021年6月11日改訂

1. 設立の趣旨

共通の趣味であるフルートを愛好し、フルートアンサンブルを楽しむサークル活動として設立。

2. 基本理念

本会の活動は「一人一人が主役」を基本理念とする。

3. 目的

本会の目的は、次の5点とする。

- 1) フルートを愛好する。
- 2) アンサンブルを楽しむ。
- 3) 発表の機会をもつ。
- 4) 会員の親睦をはかる。
- 5) 演奏技術向上を目指す。

4. 会員資格

本会の会員は、「3. 目的」に賛同し、入会手続きを行うものとする。

5. 活動内容

本会は「3. 目的」達成のために、次の活動を行う。

- 1) 練習会
原則月2回の通常練習
- 2) 演奏会
年2回のステージ発表を目標とする。
例：演奏会（発表会）、施設慰問演奏、依頼に応じたボランティア演奏 など
- 3) その他、各種行事

※活動年度は4月1日から翌3月31日とする。

6. 運営組織

一人一役を旨とし、年度末に各係を選出。ただし、各係における複数人数および兼任は可とする。

任期は2年とするが、再任は妨げない。

- 1) 代表
本会を総括し、代表の任につく。庶務係の補佐を行う。
- 2) 庶務係（庶務係の一人が副代表を兼務する）
出欠管理（サークルスクエア管理）、会員名簿等文書管理、総会準備、渉外、会員への情報提供など

- 3) 会計係
会計管理（予算、決算、会計報告）
- 4) 広報係
HP作成管理。チラシ作成等、各種広報を行う。
- 5) 楽譜係
各種楽譜の配布、管理、保管を行う。
- 6) 懇親会係
各種懇親会の企画・運営を行う。
- 7) その他、必要な係

7. 協議・議決機関

1) 総会

年度末および随時、代表が総会を開催。会員総数の1/2以上の出席で成立する。
出席会員の1/2以上の多数決で議決するものとする。

総会では、事業関係、会計関係、役員改選、その他必要な事項について協議する。

2) その他、必要に応じて協議を行う。

8. 会費

- 1) 会費は月額300円とし、原則として年度初めに一年分を納入する。
- 2) 必要に応じ、会員の1/2以上の同意を得た上で、臨時徴収することができる。
- 3) 徴収した会費は、原則返金しない。
- 4) 途中入会の場合は、月割りで徴収する。
- 5) 休会中は会費を徴収しない。

9. 各種届（それぞれの様式は別に定める。）

- 1) 入会届
- 2) 休会届
- 3) 退会届

10. 禁止事項

- 1) 活動の場において、宗教活動や私的利益のための販売・勧誘活動を禁止する。
- 2) 会員に不快な思いをさせてはいけない。

11. 慶弔金

その都度、協議して決定する。

12. 会則の改正

総会において出席会員の2/3以上の賛成をもって決する。

13. 細則

本会則に定めない事項および会則の実施に必要な細則は、総会で定める。

14. 雑則

本会則は2014年5月10日より施行する。